

仕 様 書

1 件名

教育用ソフトウェアライセンス

2 ライセンス及び数量

(1) ドリル学習用及び授業支援用ソフトウェア 133,373 本（児童生徒分）

※ ライセンス期間：令和3年9月1日～令和4年6月30日

※ 教師用ライセンスが別途必要な場合は12,000本以上使用可能なこと。

※ 入札前に必ずメーカーに仕様等を確認すること。

ア iPad OS, Chrome OS, Windows OSに対応していること。

イ クラウド上で利用ができること。

ウ 教育クラウドサービス「まなびポケット」からシングルサインオンで起動すること。

また、導入時には現地での設定作業および名簿登録作業も不要であること。

エ 日本語で使用できること。

オ 教職員が、ドリル学習機能と授業支援機能の児童・生徒の学習履歴を一覧で閲覧できること。

<ドリル学習用ソフトウェア>

カ 小学校版で1～6年生の国・算・理・社の教科書単元に対応し、本市が採用する教科書内容に沿って検索ができること。中学校版は1～3年生の国・数・理・社・英の教科書単元に対応し、本市が採用する教科書内容に沿って検索できること。

キ 小学校・中学校合わせて15,000以上の問題を収録していること。

ク 基礎基本力の習得をねらいとした問題、思考・判断・表現の力の習得をねらいとした問題の2タイプを収録すること。

ケ 児童・生徒が解答した内容に対して自動採点を行うことができること。

コ 漢字問題では手書き認識エンジンを搭載し、字形や筆順に対して自動フィードバックを行うこと。

サ 児童・生徒の解答状況に応じてメダルやコイン等の報酬付与によるモチベーションを向上させる仕掛けを有すること。

シ 教職員が、児童・生徒の取り組む状況をリアルタイムに把握でき、机間指導等に生かすことができる仕組みを有すること。

<授業支援用ソフトウェア>

ス 児童・生徒が意見等を電子上のカードを用いて表現ができること。

セ 配置するカードの種類としてテキスト、ペイント、図形、画像、音声、動画、Microsoft社製Officeデータ（パワーポイント、ワード、エクセル）、デジタル教材、スクリーンショット画像等を挿入することができること。

ソ 作成したカード同士をつなぎ合わせ、プレゼンテーションを行うことができる機能を有すること。

タ 作成したカードを学級内の他の児童・生徒に送信したり、教職員に対して提出し

- たりすることができること。
- チ 教職員が自分自身のプレゼンテーション画面を学級内の児童・生徒に対して、リアルタイムに画面共有できること。
- ツ 児童・生徒が自分自身のプレゼンテーション画面を、教職員や学級内の他の児童・生徒に対して、リアルタイムに画面共有できること。
- テ 教職員が、児童・生徒が提出したカードを一覧で表示し、必要に応じて拡大表示や比較表示を行うことができること。
- ト 児童・生徒別の学習成果物は授業単位で管理され、教科、授業日で検索ができること。

(2) ネットモラル学習用ソフトウェア

学校ライセンス 299 本（別紙「対象校一覧」参照）

※ ライセンス期間：令和 3 年 9 月 1 日 ～ 令和 4 年 6 月 30 日

※ 入札前に必ずメーカーに仕様等を確認すること。

- ア iPad OS, Chrome OS, Windows OS に対応していること。
- イ クラウド上で利用ができること。
- ウ 教育クラウドサービス「まなびポケット」からシングルサインオンで起動すること。
- エ 日本語で使用できること。
- オ 各校内のインターネットが利用できるすべての PC で利用可能なこと。
- カ 情報モラル学習用のアニメーション動画入り事例を小学校向け 63 以上、中学校向け 50 以上有し、同様の動画が DVD ビデオでも提供されていること。
また、指導が行いやすいよう、各事例には授業展開マニュアル・参考資料・ワークシート・掛図等で構成された指導資料が紙・冊子とデータで添付されていること。
- キ 児童・生徒が実施できる「情報モラルに関する問題集（ランダム出題とパターン出題 14 種の両方を収録）」と「インターネット等の利用状況確認のアンケート」を、デジタル教材で用意し、学校・教育委員会における情報モラル実態調査に活用できること。
また、問題一つひとつに対応した学習用アニメーションへのリンクがなされていること。
- ク 文部科学省「情報モラルモデルカリキュラム」に対応したメニューを有すること。
- ケ 事例が探しやすいように、学年・校種や依存・ルール・マナー・課金・著作権などから事例を絞り込み検索ができる専用の検索メニューを有すること。
- コ 保護者啓発資料として、家庭向けアニメーション動画を 11 以上有すること。また、親子で行えるプリント問題集や家庭へ配布できる資料を紙・冊子とデータで有していること。
- サ 情報モラルのみならず、小学校低学年向けに初めてタブレットを使用する児童・生徒に対しルール説明を行うためのアニメーションが付属していること。
- シ 毎年必ずバージョンアップを行い、最新の事件・事例等に対応していくこと。
また、バージョンアップの際には自動でアップデートがされていること。
- ス 学校からの要請に応じて、訪問によるサポート（原則として平日 9 時～17 時）が行える体制を整えていること。

3 履行期間

契約締結日 ～ 令和3年8月31日

4 履行及び検査場所

札幌市教育委員会 生涯学習部 総務課

(札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階)

5 その他留意事項

- (1) ソフトウェアのインストールは必要ないので、経費に含めないこと。
- (2) メーカーにメールアドレス登録が必要な場合は、登録するメールアドレスについて、担当課に確認すること。
- (3) 本件については、ライセンス証等、ライセンスが更新されたことを確認できる書類または電子データの提出をもって履行完了とする。
- (4) 履行完了後、速やかに完了届を提出すること。
- (5) 受託者の社名及び担当者等が変更になった場合、遅滞無く担当課に連絡すること。
- (6) その他、仕様等に不明点がある場合は、必ず入札前に担当課に確認すること。

6 担当課

札幌市教育委員会 生涯学習部 総務課 学校 ICT 推進担当

電話 011-211-3826 FAX 011-211-3828